



# 飯塚市行財政改革推進に関する 意見・提言書

平成18年10月26日

飯塚市行財政改革推進委員会

飯塚市長 齊藤守史様

飯塚市行財政改革推進委員会では、飯塚市の財政が危機的状況にあり、このままでは平成19年度当初予算が編成できないということから、期間が限られた中での協議でしたが、行財政改革大綱に基づく実施計画策定にあたっての意見・提言をまとめました。

この意見・提言を真摯に受け止め、市長のリーダーシップによる具体的な取り組みが早急に実施されることを強く望みます。

平成18年10月26日

飯塚市行財政改革推進委員会

委員長	上野経世
副委員長	出水薫
委員	赤間秀樹
委員	太田瑞穂子
委員	大塚洋一
委員	大坪輝美
委員	栗林隆彦
委員	新開昭彦
委員	中西一

## 飯塚市行財政改革推進に関する意見・提言

### 1 はじめに

飯塚市を取りまく環境は、地方経済の長期低迷、高齢化の予想を超える進展及び人口の減少などによる税収の伸び悩みや生活保護世帯の増加などによる扶助費の負担増、また、三位一体改革による地方交付税の大幅削減、その他社会保障に要する経費の自然増などの要因により、ますます厳しさを増している。

こうした状況の中で、市財政シミュレーションでは、平成19年度から10年間では、平均して約40億円を超える歳入不足が生じることが予想され、今後は行政と市民が対等な立場にたつて役割を分担しながら、協働して大胆な行財政改革に取り組むことが必要と考える。

本委員会では、本年8月に市民等の有識者9名が、市長から委嘱を受け、市民、民間事業者あるいは有識者としての立場で、さまざまな角度から市が策定する新たな行財政改革大綱及び実施計画（以下「大綱等」という。）について6回にわたり協議を行ってきた。

今回の意見・提言については、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように、短期間で取りまとめたものであり、十分な協議時間がとれなかったが、このような中で委員各位から様々な意見が出され、違った視点で課題を整理検討し、意見交換しながら意見等をまとめたので、意見・提言書として提出することにしたものである。

本来であれば、大綱等については1年間程度の十分な協議期間の中で、一般市民の意見を聴きながら、細部にわたって慎重な協議を行うべきであるところを、短期間のうちに意見等の集約を行ったものであるため、市が今後策定する大綱等の進行政管理については適宜報告を受け、更に点検しながら1年又は1年半後には公募市民等を含めて委員会を再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることを付記する。

なお、協議の過程で市議会に関する意見等もあったが、本委員会では、市議会は選挙で選ばれた議員で構成する議決機関であり、市長の諮問機関である本委員会において、市議会に対する拘束的な意見等を述べることは望ましくないという意見が大勢であった。

### 2 開催経過

第1回会議 8月3日(木)

市財政状況及び行財政改革大綱骨子案について説明、協議

第2回会議 8月17日(木)

行財政改革大綱素案について協議

第3回会議 9月4日(月)

行財政改革大綱(素案)修正案について協議

第4回会議 9月25日(月)

行財政改革大綱(素案)再修正案の協議及び実施計画推進項目の説明

第5回会議 10月12日(木)

行財政改革実施計画について協議

第6回会議 10月20日(金)

行財政改革実施計画について協議し、大綱答申書及び実施計画意見・提言書のまとめ

### 3 行財政改革推進に関する各委員からの意見

#### 《事務事業の取捨選択の必要性》

飯塚市が抱えている実情は、全国平均よりも高齢化率が非常に高い。少子化が予想を上回って進行している。生活保護世帯が多く、歳出の扶助費に占める割合が高い、今後も人口がさらに減少することが予想される。等であり、市財政の立て直しにはすべての事務事業を現状のまま継続することは不可能であるということをもっとアピールし、市民が参画した中で事務事業の取捨選択を行う必要がある。

#### 《市民との対等なパートナーシップの構築》

これからは行政と市民が対等なパートナーシップをもって役割分担しながら、行財政改革を推進しなければならないが、このためには、市の財政状況や市が抱えている課題・問題点等については積極的に情報提供しながら、市民が行政に参画した中で市民の意識改革を促しながら市民に理解・納得(満足ではない)できる行財政改革を行っていく必要がある。

#### 《補助金等の見直し》

市民や関係団体等に交付する補助金等については、法令に基づくもの、国・県の施策に基づき国・県等から補助を受けて間接的に補助しているもの以外は、原則としてすべて廃止すべきである。ただし、市の政策として補助してきた事務事業で、過去からの経緯等で直ぐに廃止できないものについては、終期を定めて廃止するものとし、行政と市民、団体等が責任を協働するものについては、年限を区切って市民、団体等とのパートナー契約に移行すべきである。

#### 《大綱への財政シミュレーション掲載の制度化等》

行財政改革は中長期的に効果を生み出すものであり、行財政改革大綱の中に財政シミュレーションを掲載することを制度化し、財政の均衡を図るため毎年の予算額をどの程度まで抑制しなければならないのかを明示すべきである。

さらに、最大寛容一般財源枠等を毎年明示し、各部署に割り振り、歳出はその範囲で行うことにより、責任を持って予算執行できる体制をつくりあげることが

必要である。

#### 《扶助費（生活保護費）の適正化》

本市の扶助費、特に生活保護費については、類似団体と比較して歳出に占める割合が高くなっている。他地域よりも高齢化率、後期高齢化率が高く、また、旧産炭地という地域特性があるのはわかるが、真に生活保護が必要かどうか疑問を抱いている市民も数多く存在しているのが事実であり適正な事務執行を望む。

#### 《人件費等内部経費の削減》

人件費が歳出の15%を占めているが、民間が財政再建する場合、まずは人員、給料を大幅に削減することから始める。また、市役所内部の徹底した合理化がないと市民の理解は得られない。まずは、人件費等内部経費を削減すべきである。

#### 《中長期的な組織を考えた職員採用》

短期的な財政面だけを考え、新規採用職員を雇用しない場合には組織が硬直化する。退職者の動向にあわせ退職勧奨制度等（一定の割増のため歳出増となるが）を適切に活用し、中長期的視点で効率的・効果的組織を再構築すべきである。

#### 《地域特性に合わせた分権化の推進》

市町合併により、都市部と中山間地域が混在し、自治体として均一・統一した対応が困難な面があり、地域を一つのパーツとして捉え、地域特性にあった行政運営ができるように分権化を推進すべきである。

#### 《性質別歳出ごとの具体的な数値目標の公表》

実施計画では、性質別歳出ごとに数値目標を掲げたものを市民に公表すべきである。

#### 《実施計画実施期間の修正》

実施計画の実施期間は「必要な時点で随時見直しを図る。」となっているが、「19年度に体制づくりを行い、20年度に市民参画で抜本的な中間点検を行う。」というような文章に改めることにより、今回の委員会の協議は暫定的であることが明示される。

#### 《中長期と短期のアクションプランの区分》

アクションプランを中長期的なアクションと短期的なアクションに明確に分ける必要がある。また、短期的アクションプランの改革が中長期財政計画にどのように現れるのかについての資料を添付する必要がある。

#### 《教育の重要性》

保育園保育料の見直し等について記載されているが、この地域で最も重要なことは教育の充実だと考える。過度の見直しは問題がある。

#### 《長寿祝金給付事業》

長寿祝金については見直しを行い、後期高齢者(75歳以上)に限定すべきである。具体的には、77歳、88歳、100歳以上とし、祝金の内容については検討を要する。

#### 《大規模投資的事業の見直し》

大規模投資的事業については、徹底して見直しを図ってほしい。そのために、市民等で構成する第三者機関の設置が望ましい。

#### 《ボランティアの活用等》

超高齢社会の中において、60歳以上の高齢者の働く場の創設が重要であり、また、高齢者の知識・経験、時間を活かしたボランティア活動(有償・無償)を支援する取り組みが必要である。

#### 《課税客体の適正把握及び市税等滞納整理対策の実施》

納税は、国民、市民の当然の義務であり、徹底して実施すべきである。また、公正な税・受益者負担の見地からも、市税等の滞納対策を徹底的に実施すべきである。

#### 《審議会等の見直し》

市長等の附属機関である審議会、協議会等については、真にその機能を果たしているのかなどを検証し、設置の必要性について再検討すべきである。

#### 《定員管理及び給与の適正化》

組織のフラット化による適正な定員管理及び給与の適正化については、簡素・効率的で、かつ、市民にとって分かりやすい組織・機構を再構築するとともに、給与の適正化については、市民が理解・納得していただけるように検討・改善すべきである。また、旧自治体間の交流が図れるよう適正な人事配置を行うべきである。

#### 《市民に分かりやすい行財政運営》

市民に市政情報を提供する場合には、行政用語等を使わずに、理解しやすいことばで説明を行う必要がある。また、予算等については、わかりやすくまとめた「マネーブック」(宮若市が作成)を作成し、市民に配布すべきである。

《来客に対する湯茶接待の原則廃止》

経費節減のため、来客に対する湯茶の接待は原則廃止とすべきである。